

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会請願処理要項

令和 2 年 月 日

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会长決定

(目的)

第 1 条 この要項は、名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会（以下「審議会」という。）に対する請願の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(請願の取扱い)

第 2 条 審議会に請願をしようとする者（以下「請願者」という。）は、会議開催の 5 日前までに、審議会の会長（以下「会長」という。）宛ての請願書を教育委員会事務局総務部教育環境計画室（以下「教育環境計画室」という。）に文書で提出しなければならない。

2 請願者は、請願書に、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人等の場合はその名称及び代表者の氏名）、件名並びに請願の趣旨及び理由を記載しなければならない。

(口頭陳述)

第 3 条 請願者は、会長の許可を得て、会議の場で請願に係る事情を述べること（以下「口頭陳述」という。）ができる。

2 請願者が口頭陳述を希望する場合は、会議開催の 5 日前までに教育環境計画室へ申し出るとともに、会議開催前までに口頭陳述申込書（別記様式）を提出しなければならない。

3 口頭陳述の時間は、1 回の会議において 10 分程度とし、複数の請願者がある場合には、この時間内で会長が割り振るものとする。ただし、請願者 1 人につき 3 分を超えないものとする。

4 口頭陳述においては、質疑を行うことはできないものとする。

(雑則)

第 4 条 この要項に定めるもののほか、審議会に対する請願の処理に関して必

要な事項は、会長が審議会の会議に諮り又は教育環境計画室の長と協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要項は、令和2年11月20日から施行する。

(別記様式)

(宛先) 名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会長

口 頭 陳 述 申 込 書

私は、名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会において、口頭陳述を行いたいので、申し込みます。

年 月 日

氏 名

住 所

電話番号